

一般事業主行動計画

関東三菱自動車販売株式会社

仕事と生活の調和を図り、社員が働きやすい雇用環境の整備を行うことによって、社員がその能力を発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2017年1月1日～2021年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：残業時間の減少を図る為、措置を講じる

<対策>

●2017年度中

- ・各営業本部の管理部門の残業状況を把握する。
- ・各営業本部の管理部門に対し、定時前終了メッセージがパソコン画面に出るようにし、定時退社の意識付けを図る。
- ・店舗の残業削減に向け、勤怠管理システムの導入を検討する。

目標2：年次有給休暇取得促進のため、社内PRを行う

<対策>

●2017年度中

- ・リフレッシュ休暇の取得促進を図り、有給休暇の取得を増やす。
- ・特に男性社員の育児参加を図る為、男性社員のリフレッシュ休暇取得を促進する。
- ・社内HPに、リフレッシュ休暇取得促進を掲載する。

目標3：育児勤務期間の拡大を図る為、措置を講じる

<対策>

●2017年度中

- ・現在の育児勤務期間は小学校就学前までだが、小学校6年生まで（6年生の年度末）に拡大することを検討する。

《2020年8月1日現在進捗状況》

東日本三菱自動車販売株式会社

※2019年4月1日付け社名変更

目標1：残業時間の減少を図る為、措置を講じる

- ・ 勤怠管理システムを2018年4月導入完了
- ・ 残業分析結果を月例の社内会議にて開示し、時間外勤務の削減を推進
- ・ 働き方改革およびコロナ禍の対応として、終業時間をもって定時退社を推進中

目標2：年次有給休暇取得促進のため、社内PRを行う

- ・ 働き方改革法による年間5日以上の取得を周知徹底している。
- ・ 勤怠管理システムによる取得状況の進捗フォローができる仕組みを周知した。

目標3：育児勤務期間の拡大を図る為、措置を講じる

- ・ 2019年4月1日付けで「育児休業・子の看護休暇規則」を改定し、育児勤務時間に関する対象を「小学校就学前まで」から「小学校6年生の年度末に達するまで」に拡大した。